| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 同 | 同 | 神崎 | 同 | 浮世林 | 同 |
| 同 | 同 | 神崎 | 區 | 下新田 | 同 |
| 同 | 同 | 越知谷 | 越岩 | 高岡 | 同 |
| 同 | 同 | 長谷 | 同 | 三ノ宮 | 同 |
| 同 | 同 | 高發 | 同 | 阿成 | 同 |
| 同 | 同 | 師隈 | 島ノ園 | 島ノ園 | 同 |
| 同 | 同 | 花田 | 勘旨 | 高河原 | 同 |

農商務省告示第三十九號

森林法第十六條ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

明治三十七年二月二十五日　農商務大臣　男爵清浦奎吾

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 國 | 郡 | 字 | 地番 | 地目 | 面積 | 所有者 | |
| 下野 | 上都賀 | 大字 村井 | 一〇八七 | 山林 | 一、三三一坪 | 國 | |
| | 北押原 | 字 胸形山 | | | | | |

農商務省告示第四十號

明治三十三年勅令第三百八十號ニ依リ左記外國保險會社ニ對シ新ニ保險契約ヲ締結スルコトヲ停止シタリ

明治三十七年二月二十五日　農商務大臣　男爵清浦奎吾

ゼ、マンチェスター、ブッシューランス、コンパニー
ゼ、オーシアン、マリーン、インシューランス、コンパニー
ハンブルグ、ブレーメル、フォイエル、ブエルジッヘルングス、ゲゼルシヤフト
ゼ、ヂヤイナ、アイヤイン、シューランス、コムパニー、リミッテット
ドレスデンブルグマイネ河船舶運送保險會社
フォルトナ、アルグマイネ、フエルジッヘルングス、アクチーン、ゲゼルシヤフト
ゼ、インペリアル、インシューランス、コムパニー、リミッテット
ゼステート、アフイヤ、インシューランス、コムパニー、リミッテット
トランスストランヂッシエ、ゼーテル、フエルジッヘルングス、ゲゼルシヤフト、インペルリン
ノルドドイッチエ、フォイヘル、フエルジッヘルングス、ゲゼルシヤフト
ベルレーエルフエルジッヘルングス、ゲゼルシヤフト
ゼ、ヴォルドマリーン、インシューランス、ゲゼルシヤフト、ゲーダン、フォイエルミヤーデン
サラマンダー火災保險會社
トランス、アトランチクシユフォイエル、フエルジッヘルングス、アクチーン、ゲゼルシヤフト、インハン
ブルヒ
ヘルベチヤ、シュワイヂツシユ、フォイエル、ブエルジッヘルングス、ゲゼルシヤフト
ゼ、ローエ、コオンエンエンド、クラウン、ファイヤ、エンド、ライフ、インシューランス、コムパニー
マグデブルグ、フォイエル、ブエルジッヘルングス、ゲゼルシヤフト
ゼ、スコッチシユニオン、エンド、ナショナル、インシューランス、コムパニー
ゼ、ローエ、コオンエンエンド、クラウン、ファイヤ、エンド、ライフ、インシューランス、コムパニー
ゼ、パトリオチック、アシューランス、コンパニー、リミッテット
ゼ、マリーン、インシューランス、ゲゼルシヤフト
ドイツチエル、ロイドトランスポルト、ブエルジッヘルングス、アクチーン、ゲゼルシヤフト
ゼ、ブライアンス、マリーン、エンド、ゼネラル、ブッシューランス、コンパニー、リミッテット
プロイヂッシユ、ナショナル、フエルジッヘルングス、ゲゼルシヤフト
アーネル、ウンド、ミュンヘネル、フォイエル、フエルジッヘルングス、ゲゼルシヤフト
ハンゼアッシエー、フォイエル、フエルジッヘルングス、ゲゼルシヤフト
マンハイメル、フエルジッヘルングス、ゲゼルシヤフト
コンチネンターレー、ブエルジッヘルングス、ゲゼルシヤフト
ゼ、トリトリンインシューランス、コムパニー、リミッテット
ユニオン火災保險株式會社
ゼ、ヴエスターン、アシューランス、コムパニー
千八百七十七年ハンブルグ火災保險會社
ゼ、ミューチュアル、ライフ、インシューランス、コンパニー、オフ、ニューヨーク
ゼ、プリディアンシ、アメリカ、アシューランス、コンパニー

## ○叙任及辭令

○明治三十七年二月二十三日

叙勳二等授瑞寶章　陸軍少將從四位勳三等功四級　小島　政利

○明治三十七年二月二十四日

高知縣立第二中學校教諭ニ任ス　澤田　一龜
高知縣立第二中學校教諭ニ任ス　木田八十吉

賜四級俸
伊國在勤ヲ命ス（以上十日外務省）　外交官補　今井　恐郎
賜三級俸　外交官補　今井　恐郎
釜山在勤ヲ命ス（以上十三日同）　有吉　明
（各通）　領事　有吉　明
神宮祠官　檜垣　貞吉
神宮祠官　田中　秀善

文官懲戒令ニ依リ二箇月間年俸月割額十分一ヲ減ス

神宮少宮司　桑原　芳樹

明治三十四年中撤下品處分ニ際シ皇大神宮古殿撤却ニ係ル据玉ヲ頒賜スルニ當リ該据玉ハ古材及古金物處分規定第三條並神宮物品會計規則第二十四條ニ依リ處分スヘキモノナルニ心付カス成規ノ手續ヲ爲サス頒賜セシムルニ至リタルハ職務ヲ怠リタルモノトス依テ文官懲戒令ニ依リ譴責ス

神宮大宮司　伯爵冷泉　爲紀

明治三十四年中撤下品處分ニ際シ成規ノ手續ヲ爲サス　皇大神宮古殿撤却ニ係ル据玉ヲ頒賜スルニ至リタルハ職務ヲ怠リタルモノトス依テ文官懲戒令ニ依リ譴責ス（以上十四日内務省）

賜一級俸（十三日海軍省）　海軍中軍醫　香田　安藏

依願免司法官試補（十四日司法省）　司法官試補　信太　時尚

茨城縣下ヘ出張ヲ命ス（十四日遞信省）　海事官　服部　寛司

## ○宮廷錄事

○勅使差遣　昨二十四日故海軍機關總監谷本義爲葬送ニ付キ午前十時勅使トシテ侍從侯爵廣幡忠朝ヲ同八郎ニ差遣サレ白絹二匹ヲ下賜セタリ





# ○彙報

## ○官廳事項

○清國公使館翻譯官補任命　幾ニ通譯アリタル在本邦清國公使館付水文翻譯技師盛ハ事故ノタメ本月任セサルニ付キ在長崎同國領事館付水文翻譯代理淺沒ヲ東京ニ轉任セシメ同公使館付水文翻譯ニ補セラレタル旨同國公使ヨリ本月九日外務省ヘ通知アリ

○官吏褒奬　秘村步兵第一旅團長ハ步兵第十五聯隊ノ聯隊司令ニ轉任セシメ同公使館付水文鹿兒島監獄典獄鈴木和介ハ本月二十一日、千葉監獄典獄高木光久、長崎監獄典獄杉野喜藏ハ一昨二十三日典獄モ上京セリ

長野縣ヘ出張ヲ命ヲレタル文部省視學官鈴木重光ハ一昨二十四日出發セリ

長野縣ヘ出張ヲ命ヲレタル文部省視學官鈴木重光ハ一昨二十四日出發セリ

○官吏等卒去及死去　後備騎軍少將從四位勳三等功四級小島政利ハ本月二十二日卒去シ、陸軍軍醫長中尉正八位醫學士熊谷ハ同十日、增玉縣農事試驗場技師菅間孫ハ去月十四日既モ死去セリ

## 判決

○文官高等懲戒委員會議決　文官高等懲戒委員會ニ於テ本月四日神宮祠官檜垣貞吉、同田中秀善ニ對スル懲戒事件ニ付キ左ノ如ク議決セリ

文官高等懲戒委員會ハ神宮祠官檜垣貞吉、同田中秀善ニ對スル懲戒事件ヲ審査スルニ右檜垣貞吉ハ神宮祠官權式典職長ト、同田中秀善ハ同祠官權式典職長トシテ明治三十四年中、皇大神宮古殿撤却ニ係ル据玉ノ處分ヲ爲スニ際シ古材古金物處分規則第三條及神宮物品會計規則第二十四條ノ規定ニ依ラス該規則實施以前ニ依リタル慣例ニ依リタルヲ理由ニ頒賜スルニ至リシメタルモノトリ以上ノ所爲ハ官吏ノ職務ヲ怠リタルモノニシテ懲戒令第三條ニ該當スルモノニシテ檜垣貞吉、田中秀善ハ共ニ懲戒令第三條ノ行爲ハ文官懲戒令第二條第一號ニ該當スルモノニシテ檜垣貞吉、田中秀善ハ文官懲戒令第三條有ノ行爲ハ文官懲戒令第二條第一號ニ該當スルモノニシテ檜垣貞吉、田中秀善ハ文官懲戒令第三條及第五條ニ依リ各二箇月間年俸月割額十分一ヲ減俸ニ處スヘキモノト判決ス

○辯護士懲戒裁判判決　長野地方裁判所所屬辯護士宮下一清懲戒事件ニ對シ本年一月二十六日東京控訴院ニ於ケル懲戒裁判所ニ於テ左ノ如ク判決セリ

長野縣長野市桜町二十六番地寄留平民　長野地方裁判所所屬辯護士　宮下　一清

三六ノ二第四號

判決

右辯護士宮下一清ニ對スル懲戒事件ニ付キ檢事長豐島直通立會辯論ヲ經判決スルコト左ノ如シ

理由

被告一清ハ長野地方裁判所所屬辯護士ニシテ明治三十三年十月中旬菅野綱光社社長西澤之助カ被告ノ知人村田亮輔ヲ介シ同八月共ニ被告方ニ逗留シタル同社員石塚徳次郎ニ對シ長野縣小學校國書御寶寶委員會ニ於テ採用セシムル爲メ其運動ヲ頼マレシヲ承諾シ運動費トシテ同年十一月十六日頃澤之助カ亮輔ヲ介シ金百五十圓ヲ收受シ次ヲ其運動ニ奔走スル協議ノ爲メ同月二十三日頃澤之助カ被告方ニ逗留シタル同社員吉本天藤ニ對シ被告ハ贈賄ノ方法ヲ以テ當選委員ヲ買收シ得ヘキ旨ヲ述ヘ天藤ヲシテ國光社社員ヲ買收セシテ金三千圓ヲ被告ニ奏付スヘク且成效ノ上ハ報酬トシテ金二千圓ヲ被告及ビ亮輔ニ與フヘキ旨ヲ約束ヲナサシメタリ因テ澤之助ハ同年一月五日亮輔ノ名義ヲ以テ金五百圓ヲ被告方ニ送付シ及同月十日頃東京市銀冶橋外中央旅館ニ於テ直接ニ金五百圓ヲ授付シタルニ秋



告ハ其都度何レモ之ヲ收受シタリ

被告カ明治二十六年五月中旬菅野綱光社長西澤之助ヲ介シ同社員石塚徳次郎ニ面會シ國光社發行ノ小學校教科書ヲ長野縣ニモ採用セラルル樣盡力アリタシトノ依賴ヲ受ケ請負會開會ノ際ニハ心配シテ遺ハスヘシト答ヘ其後前掲ノ時場所ニ於テ國光社社長西澤之助ヨリ直接又ハ間接ニ前項ノ金額ヲ收受シタルコトハ被告ノ自認ル所ニシテ石塚徳次郎ハ同月中共ニ被告宅ヲ訪問シ國光社發行ノ教科書ヲ長野縣ニ採用フル樣盡力方ヲ依賴シタル處被告ハ自分ハ縣視學官師範學校長縣視學等其筋ノモノニ懇意ニ付キ成效ヲ難キニアラス但其運動費及ビ自分ヘノ報酬ハ國光社ニ於テ引渡ス旨ヲ申出スヤシメテ送答スルト云ヒテ別レタリ同月十日頃澤之助カ亮輔ヲ介シ被告ニ話シ責任アルモノヲ出張セ